

徳島県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
172	羽ノ浦停車場	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内六四番二地先から同六四番三地先まで	三三・六	令和七年十一月二十一日